

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条  
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、  
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し  
た書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに  
意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和四年二月十五日から同年六月十五日ま  
でに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してくだ  
さい。

令和四年二月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 K S, C I T Y北大和  
所在地 生駒市北大和一丁目二三―一七

二 変更のあった事項  
1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（変更前） K S, C I T Y北大和  
生駒市北大和一丁目二三―一ほか  
（変更後） K S, C I T Y北大和  
生駒市北大和一丁目二三―一七

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ  
っては代表者の氏名

（変更前）

名称	住所	代表者の氏名
株式会社八百彦商店	北葛城郡王寺町畠田四丁目四一九 ―三	上田 彦治
未定		

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社八百彦商店	北葛城郡王寺町畠田四丁目四一九 ―三	上田 彦治
有限会社クリエイト	生駒郡平群町緑ヶ丘五―九―一三	川満 恵子
株式会社MANGOS	一 ―二 東京都新宿区市谷砂土原町三―四 ―二 市ヶ谷グリーンプラザ〇二	山田 大介

三 変更年月日

二の1 令和二年三月六日

二の2 有限会社クリエイト 令和元年十月一日

株式会社MANGOS 令和四年一月五日

四 届出年月日

令和四年一月二十五日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和四年二月十五日から同年六月十五日まで。ただし、奈良県の休日を含める条例

(平成元年三月奈良県条例第三十二号) 第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで